

地域脱炭素化促進事業における促進区域の 設定基準の策定について (地域脱炭素化促進事業制度について)

2023.10.18

令和5年度第1回地球温暖化防止プロジェクト推進会議

岡山県環境文化部

新エネルギー・温暖化対策室

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正 (2021改正、2022施行)

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置づけ



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再生可能エネルギー活用事業（**地域脱炭素化促進事業**）を市町村が認定する制度（**地域脱炭素化促進制度**）の導入により、円滑な合意形成を促進



ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

背景

- ▶ 近年の地球温暖化の原因は、人為的な温室効果ガスの排出が原因とされており、温室効果ガスを排出する化石燃料由来のエネルギーから、太陽光、風力等の再生可能エネルギーへの転換が必要となっている。
- ▶ 再生可能エネルギーの導入を拡大していくためには、地域経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、地域に貢献する形での導入が重要となる。一方で、地域における合意形成や環境配慮が不十分なまま導入が進み、トラブルになる事例も見られる。
- ▶ このような状況を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを活用した「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組み（地域脱炭素化促進事業制度）が創設された。

地域に貢献する例



複数の関連事業者が連携し地域協議会を立ち上げ、発電用燃料購入費の内から、山元への利益還元の仕組み構築

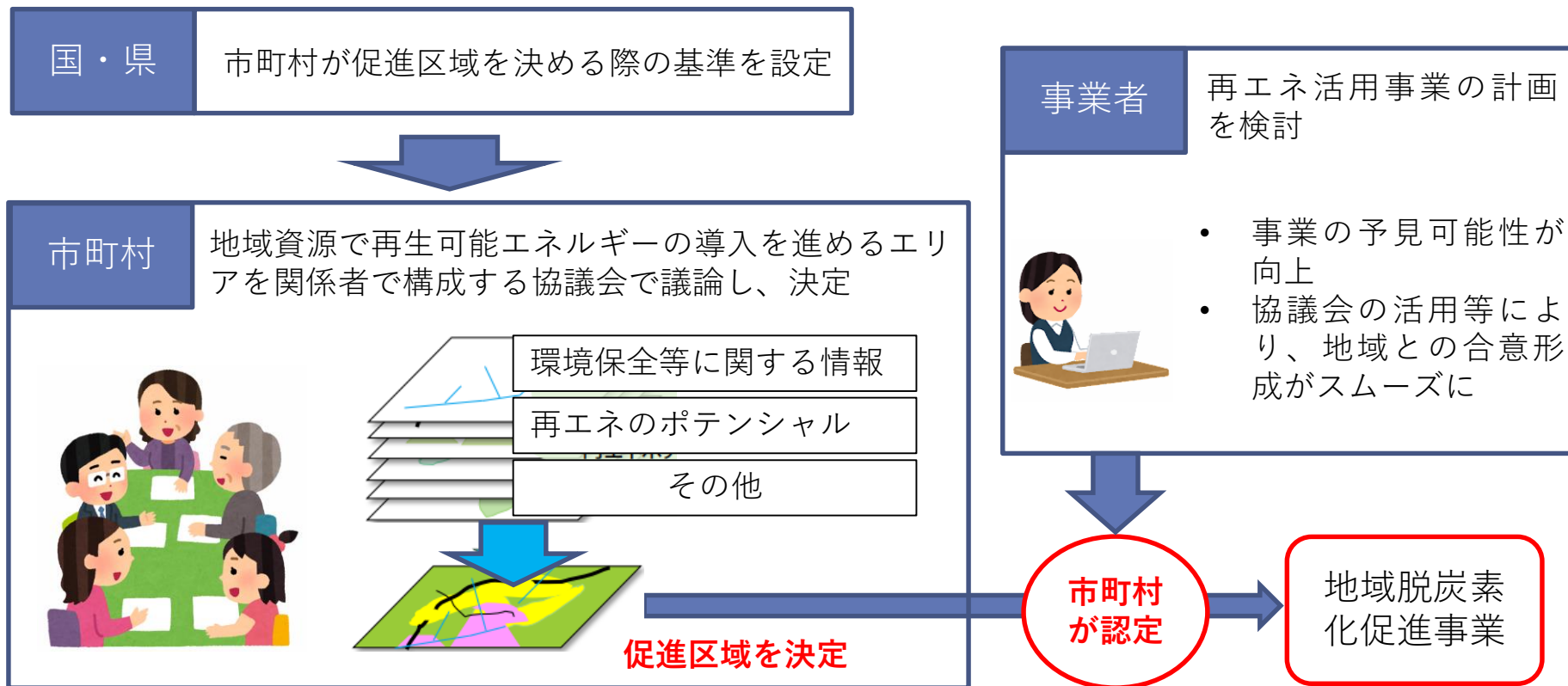
迷惑施設と捉えられる例



大雨により、法面の崩壊が発生。法面保護工が崩れて流出した。

地域脱炭素化促進事業制度

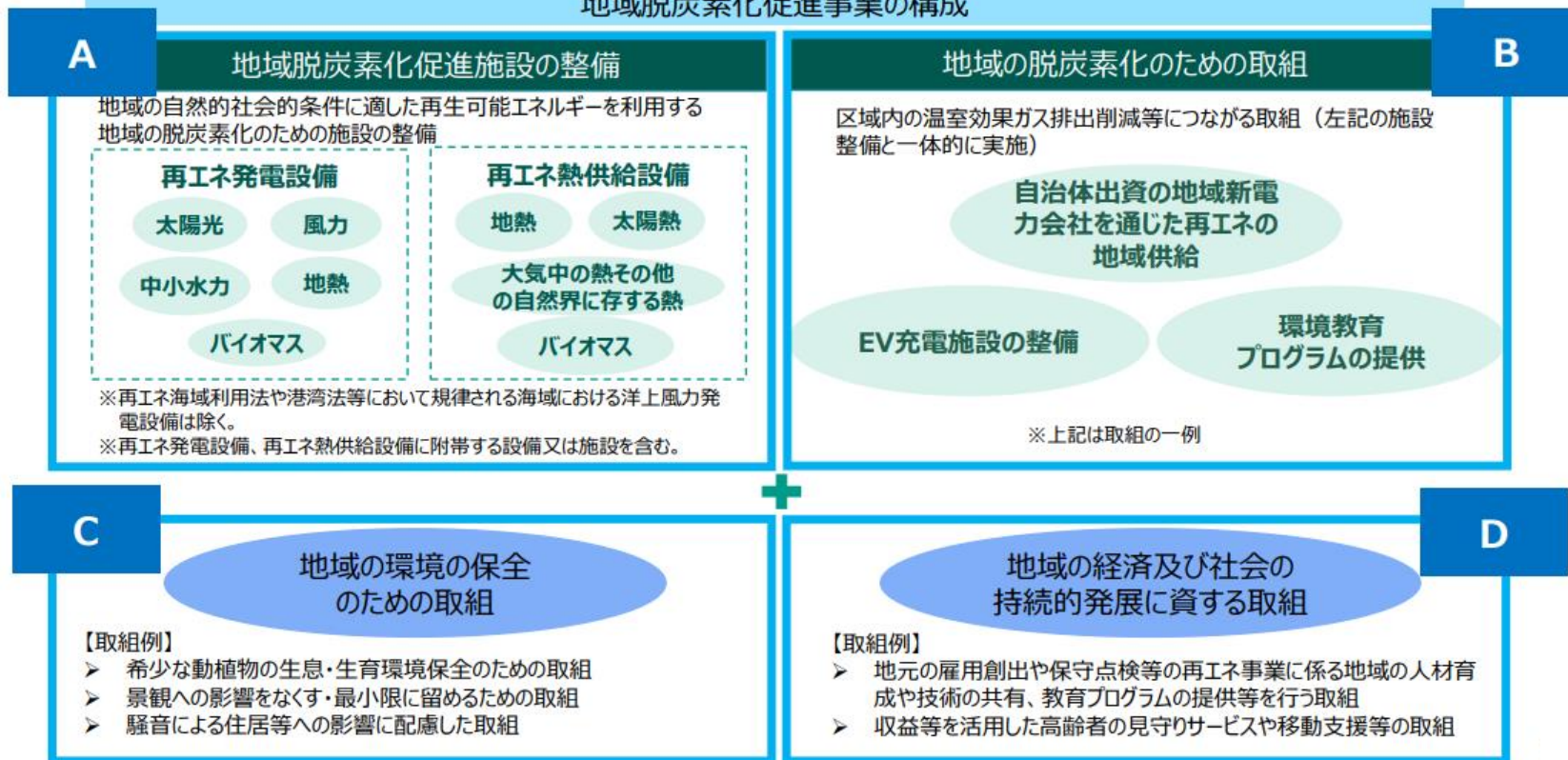
- 自然環境や地域社会への影響が少ないエリアを、再生可能エネルギーの導入を促進する区域（促進区域）として市町村が設定し、促進区域内で行う再生可能エネルギー活用事業計画を市町村が認定する制度。
- 認定事業は、許認可手続き等のワンストップや環境省の補助事業の優先採択といった優遇措置がある。
- 市町村が促進区域を設定する際には、国や県の基準を踏まえる必要がある。



地域脱炭素化促進事業

- ▶ 地域脱炭素化促進事業とは、再生可能エネルギー発電施設（地域脱炭素化促進施設）の設置等を通じ、地域の環境保全や地域の経済・社会の持続的発展に資する事業をいう。
- ▶ 下記のA～Dの4つの要素（取組）から構成される。
- ▶ 事業者が作成した再生可能エネルギー活用事業の計画が、市町村の地球温暖化対策の実行計画に適合しているなどの要件に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成



地域脱炭素化促進事業になり得る事業例①

参考事例：総合的な地域貢献（五島市/太陽光・風力・その他）

- ・長崎県五島市では、市が出資する第三セクター「五島市民風力」が島の再エネによる電気の販売し、収益の一部を地域に還元しています。



地域脱炭素化促進事業になり得る事業例②

参考事例：再エネ事業による地域課題の解決（宮津市/太陽光）

- 宮津市由良地区の耕作放棄地にメガソーラーを開発することにより、地域への経済波及効果やエネルギーの地産地消が実現しました。
- 事業主体の宮津太陽光発電合同会社に地元会社が出資することで、メガソーラーの開発等によって地域経済に波及効果が及んでいます。
- 調査の段階から地権者洗い出し等で地方公共団体、自治会が協力しました。

<設置前>



耕作放棄地

<設置後>



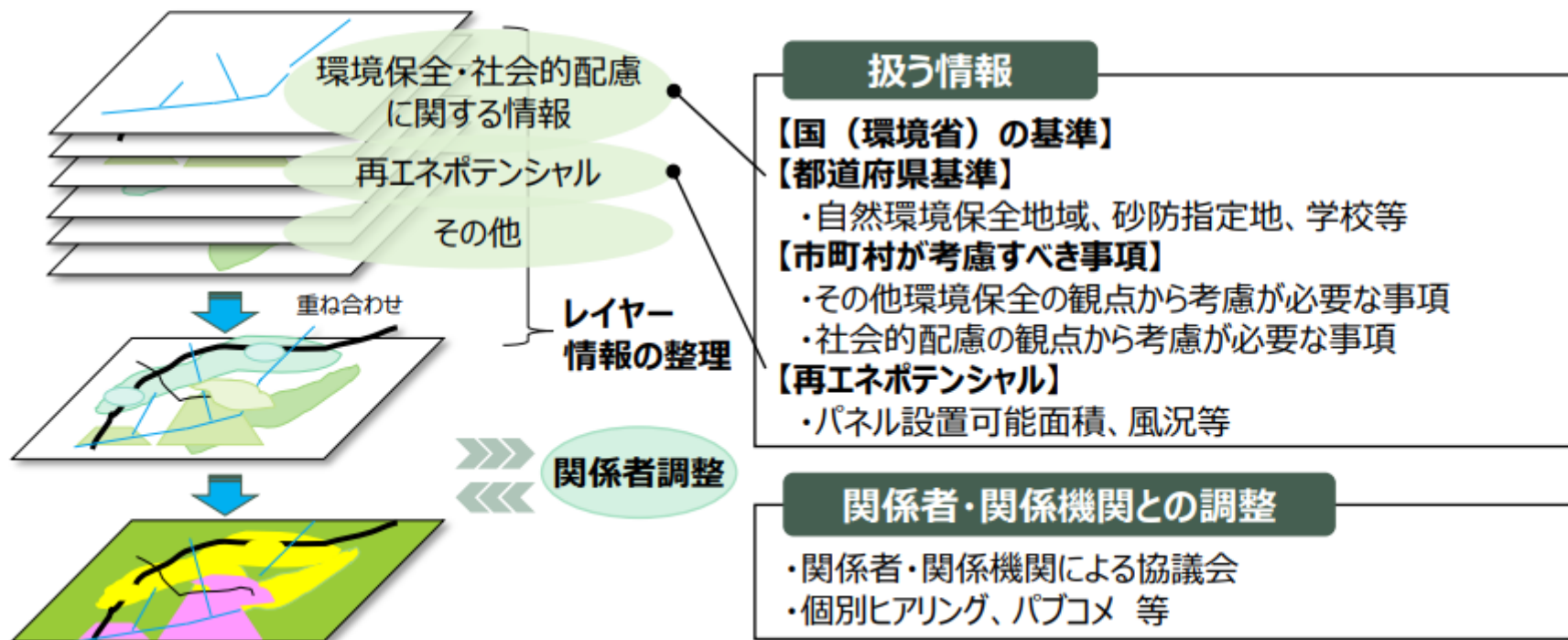
出所) オムロンソーシアルソリューションズ株式会社より提供

発電所名	所在地	面積 (ha)	出力 (kW)
由良第一太陽光発電所	宮津市 字由良	4.1	1,580
由良北第一太陽光発電所			333
由良北第一太陽光発電所			873
由良北第三太陽光発電所			333
上宮津太陽光発電所	宮津市 字小田	1.8	1,081
宮津市上司太陽光発電所	宮津市 字上司	0.8	748
合計		6.7	4,948

(参考)市町村における促進区域抽出のイメージ①

広域ゾーニング型

- ・ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たっては、土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が**理想的な考え方**です。
- ・ 広域的ゾーニングでは、**市町村全体もしくは一部（広域）を対象**として、国・都道府県基準、市町村として環境保全、社会的配慮が必要なエリア等を**重ね合わせ**ます。
- ・ 関係機関等との調整を踏まえ、再エネ導入に問題の無い適地を**促進区域として設定**します。



(参考)市町村における促進区域抽出のイメージ②

地区・街区指定型

- スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。

公有地・公共施設活用品

- 地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例① 所沢市（太陽光）

調整池に水上太陽光を設置



(参考)市町村における促進区域抽出のイメージ③

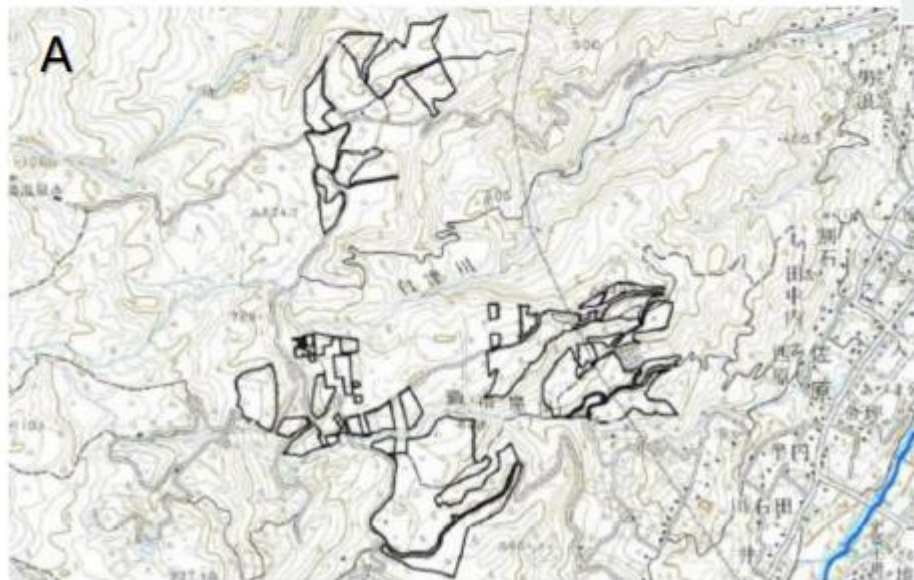
事業提案型

- 民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

参考となり得る事例 福島市（太陽光）

「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画」において、民間発電事業者の事業計画主導で、太陽光発電設備の整備を促進する区域を設定

地区	種類	規模	面積
A	太陽光発電	交流約80,000 k W	186ha
B	太陽光発電	交流約29,700 k W	93ha



(参考) 地域脱炭素化促進事業制度活用のメリット

特に事業者の利点

ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続に代替され、簡略化。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる迅速化・省力化。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の見える化。



特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。トラブルの未然防止に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、環境共生型事業を実現。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体としてアピールすることが可能。

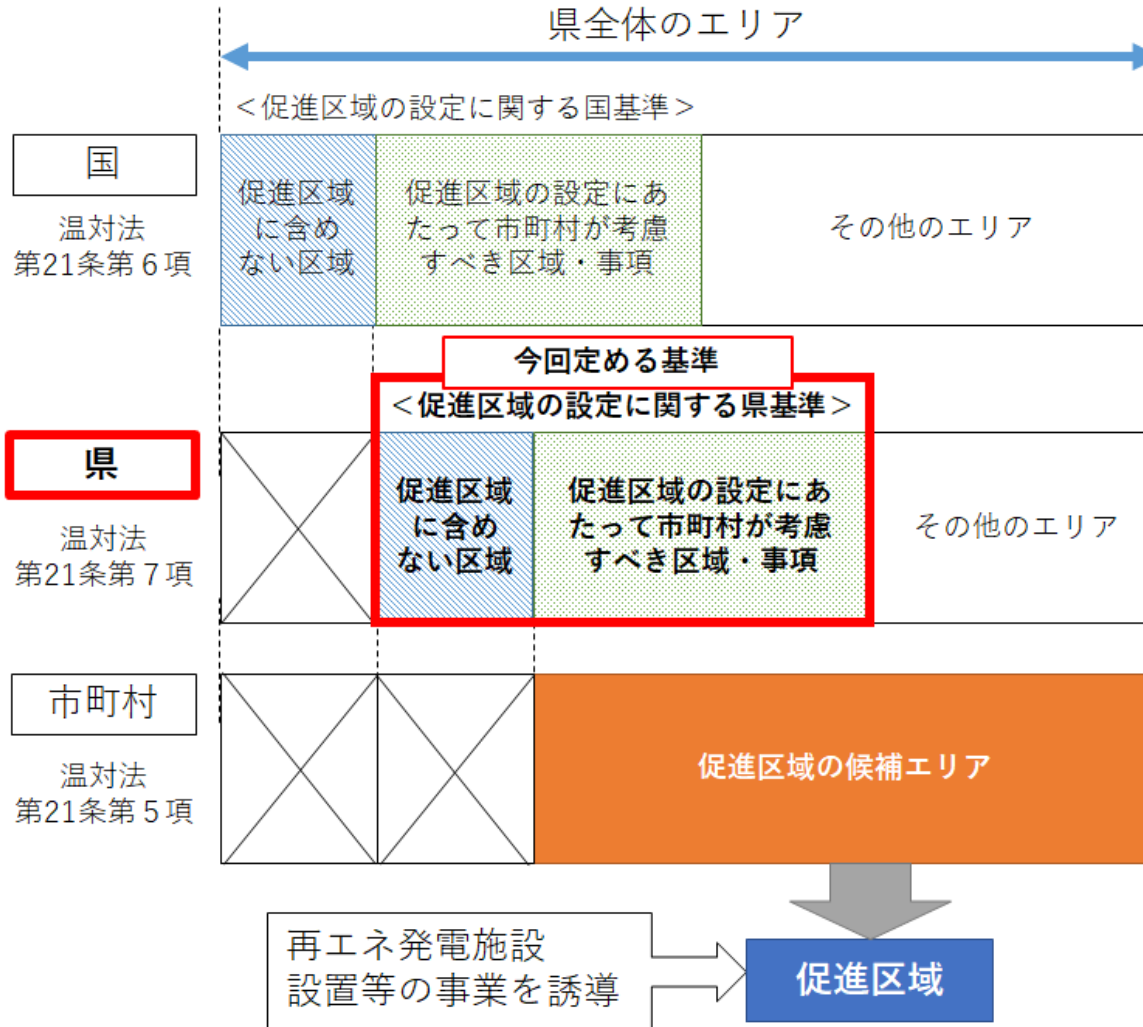


出典：地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会（第1回）

その他、環境省補助事業の優先採択、加点措置や、総務省、経済産業省の事業における優遇措置といったインセンティブがある。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/re_energy/re_energy_01.pdf

都道府県の策定する基準について①



※温対法 = 地球温暖化対策の推進に関する法律

基準は県の地球温暖化対策実行計画の一部として定める。

促進区域は市町村の地球温暖化対策に関する実行計画の一部として定める。

都道府県の策定する基準について②

以下の内容について、再生可能エネルギー発電施設等の種類ごとに定める。
※例は太陽光発電施設の場合

(1) 促進区域に含めない区域

例) 県の自然保護条例に基づく自然環境保全区域等

(2) 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮すべき事項

例) 騒音による生活環境への影響

①市町村が収集すべき情報及びその収集方法

例) 住宅の分布状況

②環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方

例) パワーコンディショナの騒音に対する防音対策

(参考)国の基準

国の基準

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	砂防指定地	砂防法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	地すべり防止区域	地すべり等防止法
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
		保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
		国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
		騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

(参考) 都道府県の基準の例①

基準は再エネ施設の種類毎に定める。

・A県における都道府県基準のイメージ（大規模太陽光発電施設を対象）は以下のとおりです。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・△△保安林 ・□□保安林	・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域	・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区	・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法

(参考)都道府県の基準の例②

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS ※ 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県県民生活課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBサイト 	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 特定植物群落 巨樹・巨木林 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS EADAS EADAS 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。 当該地の改変を避けた事業計画にすること。 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。

※：EADAS:環境アセスメントデータベース

(参考)市町村の促進区域の設定状況

■ 令和5年4月時点で、**9市町村が促進区域を設定**。各市町村の促進区域は以下のとおり。

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
 - ・町が所有する土地
 - ・産業団地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討



岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上
- ・住宅以外の建物の屋根上



神奈川県小田原市（太陽光）

- ・市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区（営農を営むために必要とするものを除く。）、土砂災害特別警戒区域を除く
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根
- ・公共用地

神奈川県厚木市（太陽光）

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

埼玉県入間市（太陽光）

- ・市有公共施設
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部